

特別教育等の修了証（再交付・書替・統合）申請手続き方法

1. 手続き上の注意点

- ・当協会では再交付・書替・統合出来る修了証は、(公社)愛媛労働基準協会の各支部で受講し、交付を受けたものに限ります。尚、これらは各支部単位での手続きとなりますので、申請手続きは特別教育等を受講し、修了証の交付を受けた支部宛にお願い致します。
- ・取得されている資格等が不明な場合は、直接該当支部に電話でお問い合わせ下さい。愛媛労働基準協会にて取得された修了証は全てのデータが保存されていますので事前確認することが出来ます。但し、お問い合わせはご本人様からお願いします。

2. 申込の種類

種類	内容
再交付	修了証を紛失した場合、又は破損(汚れ)した場合
書替	氏名の変更があった場合(本籍地や住所が変更になった場合は申請は不要です)
統合	(公社)愛媛労働基準協会の各支部単位で特別教育修了証を1枚に統合する事が可能です。但し、技能講習や他支部で受講した修了証の統合は出来ません。又、KYT、有機溶剤、携帯用丸のこの等の安全衛生教育関係は統合出来ません。

3. 必要種類

○:提出して頂きます。 △:申込時に確認させて頂きます。(郵送の場合はコピーを送付して下さい)

項目	再交付	書替	統合	備考
(1)交付申請書		○		申請書用紙が印刷できない場合は、各支部に直接お越し下さい。
(2)本人確認書類	△	○	△	・書替は新旧の氏名が記載されている戸籍抄本や運転免許証の表裏コピーを提出して下さい。 ・再交付・統合は身分証(運転免許証等)を、申請時に確認させて頂きます。(郵送の場合はコピーを添付して下さい)

(3)修了証(原本)	△	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付:破損した修了証を返却して下さい。紛失した場合は、後で発見した場合は返却して頂くか、責任をもって破棄して下さい。 ・書替:該当の修了証を返却して下さい。 ・統合:統合対象の全ての修了証を返却して下さい。
(4)手数料	1,400 円(消費税込)			一つの申請に対する手数料ですので、統合する場合も同額です。
(5)手続き方法	各支部窓口での申請			上記(1)~(4)の書類等を準備して、該当する協会支部までお越し下さい。 注).他支部で発行された修了証の手続きは出来ません。
	郵送による申請			上記(1)~(4)の書類等と、返信用封筒(長形 3 号相当)に宛名を記入して簡易書留用の切手(404 円)を貼付て、現金書留で申請する協会支部に送付して下さい。約 1 週間で手続きして返送させていただきます。

4. 申込先

支部	住所	連絡先
松山支部	〒790-0062 松山市南江戸1丁目13番21号	TEL 089-927-7731
新居浜支部	〒792-0025 新居浜市一宮町1丁目 5-50 新居浜ビル 2-A 号室 (R2.12.25 移転)	TEL 0897-37-3550 (変更無し)
四国中央支部	〒799-0113 四国中央市妻鳥町 2608-1	TEL 0896-29-5511
今治支部	〒794-0015 今治市常盤町 4 丁目 5 番地 4 今治中央ビル 2 階	TEL 0898-22-6806
八幡浜支部	〒796-0031 八幡浜市江戸岡 1 丁目 1 番 14 号	TEL 0894-22-2296
宇和島支部	〒798-0060 宇和島市丸之内 1 丁目 3 番 20 号 宇和島バスセンター2 階	TEL 0895-25-8867